

## 別紙

### 1 審査会の結論

平成14年9月10日付けの「保育所指導監査調書（平成13年度までの5年間分）」についての開示請求に対して、平成14年9月26日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書の部分開示の決定（以下「本件決定」という。）は、平成9年度、10年度、11年度の保育所指導監査調書表紙の「担当者名」欄内における記載情報を除き、開示すべきである。

### 2 異議申立ての趣旨等

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、処分については次のとおり変更を求めるといものである。

ア 平成13年の保育所指導監査調書を誰が作成したのか署名がない。正式な文書を公表すべきである。

イ 監査結果については公表すべきである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

ア 担当者のない監査はあり得ない。

イ 厚生省通知によると、保育所の施設長は常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合に限り設置の単価を国庫負担するとされているが、当該保育所は施設長について、当該基準を

満たしていないので、保育単価は施設長未設置で給付されるべきと考え  
る。「施設長は専任となっているか、また、施設長の勤務状況は適切か、  
等」の監査結果を公表することは、公平公正であることを証明するもの  
であり、理の当然である。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が公文書部分開示決定理由説明書で説明している本件決定の理由  
の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 個人に関する情報について

ア 平成13年度調書表紙の「担当者名欄」が空欄であることについて  
は、担当職員が氏名の記入を失念したものである。

イ 平成12年度の「担当者名欄」を不開示としているが、これは、適  
用条例を誤ったものであり、本来開示すべきものであったことを認め  
るものである。

ウ 平成11年度までの「担当者名欄」は宮崎県情報公開条例（平成元  
年宮崎県条例第3号）（以下「旧条例」という。）第9条2号に該当  
するとして非開示とした。また、平成11年度の調書表紙の「担当者  
名欄」下部には個人の電話番号が記載されているため、旧条例第9条  
第2号に該当するとして非開示とした。

#### (2) 監査に関する情報（監査の結果）について

ア 検査時に職員がメモとして書込をした部分及び監査結果の欄等不開  
示部分については、検査情報及び検査の手法に関わる情報である。

イ 検査結果が全面的に開示されるような事態となれば、検査機関（福  
祉事務所）と保育所との信頼関係が損なわれ、円滑な検査の実施が著  
しく困難になることが予想される。

ウ よって、当該情報を開示した場合は、今後の検査業務の公正、迅速かつ円滑な執行に支障が生ずることから、旧条例第9条8号及び宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）（以下「新条例」という。）第7条第9号に該当すると判断し不開示としたものである。

#### 4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年12月6日	諮問を受けた。
平成14年12月26日	実施機関から本件決定に係る「公文書部分開示決定理由説明書」を受け取った。
平成15年1月7日	「公文書部分開示決定理由説明書」に対する異議申立人からの「意見書」の提出を依頼した。
平成15年1月22日	諮問の審議を行った。
平成15年1月31日	異議申立人からの「意見書」の提出期限（提出なし）
平成15年3月18日	諮問の審議を行った。
平成15年5月13日	諮問の審議を行った。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関（児湯福祉事務所）が管内の信楽寺保育園に対して行った保育所指導監査調書（平成9年度から平成13年度までの5年間分）である。

本件公文書には、その表紙に、法人名、保育所名、監査実施日、担当者名欄があり、各欄に所定の事項が記載されている。また、監査事項として、施設運営管理、経理、児童処遇に関する各項目について監査項目、監査内

容、監査結果、摘要欄があり、所定の事項が記載されている。

本件決定による不開示とした事項とその理由については以下の通りである。

	不開示事項	不開示とした理由
	平成 9 年度から平成 1 2 年度調書表紙中「担当者名欄」記載情報	旧条例第 9 条第 2 号 新条例第 7 条第 2 号 (個人情報)
	平成 1 1 年度調書表紙中「担当者名欄」下部の記載情報	旧条例第 9 条第 2 号 (個人情報)
	平成 1 2 年度調書表紙中法人名欄の上部記載情報	新条例第 7 条第 9 号 (事務事業情報)
	平成 9 年度から平成 1 2 年度の監査項目中、大項目である「施設運営管理」の上部記載情報	旧条例第 9 条第 8 号 新条例第 7 条第 9 号 (事務事業情報)
	平成 9 年度から平成 1 3 年度の調書中「監査結果」の下部にある 3 力所の記載情報	
	平成 9 年度から平成 1 3 年度の調書中監査項目欄「4 職員の配置(1)施設長」に係る監査内容中の下部記載情報	
	平成 9 年度から平成 1 3 年度の調書中監査項目欄「4 職員の配置(1)施設長」に係る監査結果欄における全ての記載情報	

(2) 本件決定により不開示とされた情報の旧条例第 9 条第 2 号及び新条例第 7 号第 2 号該当性についての判断

ア 旧条例第 9 条第 2 号及び新条例第 7 号第 2 号該当性について

実施機関は、本件公文書の不開示部分のうち上記 及び について、旧条例第 9 条第 2 号及び新条例第 7 号第 2 号に該当するとして不開示と

しているので、これらの情報の条例該当性について検討する。

(ア) 旧条例第9条第2号及び新条例第7条第2号の趣旨

旧条例第9条第2号及び新条例第7条第2号条本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（以下「個人情報」という。）は、不開示とすることができるように規定する。

これは個人のプライバシーを最大限に保護するための規定であり、個人のプライバシーに関する情報をすべて類型化することが困難であることから、同号ただし書に定める情報を除き、一切の個人情報を不開示とすることを定めたものである。

なお、平成12年4月1日より施行された新条例においては、同条例第7条第2号ただし書により、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）については、個人情報であっても開示をしなければならないことを規定している。

(イ) 判断

a 上記 について

上記 については、監査の担当者氏名が記載されているため、平成9年度から平成11年度分については、旧条例第9条第2号本文に、平成12年度分については新条例第7条第2号本文に該当することは明らかである。

また、当該情報が、監査を実施した実施機関の職員の氏名であることから、公務員の氏名であることは明らかであり、公にしても当該公務員の権利利益を不当に害するおそれは認められないため、旧条例においては同条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しないが、新条例においては、同条例第7条第2号ただし書に該当する情報であると判断する。

b 上記 について

実施機関は上記 については、個人の電話番号が記載されているとし、旧条例第9条第2号本文に該当するとして不開示としているが、審査会において確認したところ、当該電話番号は監査対象となった保育園の代表電話番号であることが判明した。

したがって、当該情報は旧条例第9条第2号本文には該当しない。また、旧条例第9条各号に規定する他の不開示情報にも該当しないものと判断する。

c 平成13年度表紙中の担当者名欄について

このことについて、異議申立人は担当者名欄が空欄であることに対して「正式な文書を公表すべきである」と主張しているが、実施機関の説明によると当時の担当者が記入を失念したものであり、当審査会としても担当者名欄に氏名の記入がないことをもって、当該調書が正式なものでないということとはできないと判断するものである。

(3) 本件決定により不開示とされた情報の旧条例第9条第8号及び新条例第7号第9号該当性についての判断

ア 旧条例第9条第8号及び新条例第7号第9号該当性について

実施機関は、本件公文書の不開示部分のうち、上記 から について、旧条例第9条第8号及び新条例第7号第9号に該当するとして不開示としているので、これらの情報の条例該当性について検討する。

(ア) 旧条例第9条第8号及び新条例第7号第9号の趣旨

旧条例第9条第8号及び新条例第7条第9号は、開示をすることにより、県の機関又は国等の機関が行う事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報は、不開示とすることを規定する。

行政が行う事務事業に係る検査、監査、取締り等の情報の中には、

開示をすることにより、事務事業を実施する目的が損なわれ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じ、ひいては県民全体の利益を損なうおそれがあるものがある。このような当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報は不開示とすることとしたものである。

(イ) 判断

a 上記、及びについて

上記については、平成12年度調書表紙中法人名欄の上部に担当者が書き記した監査の大項目の名称が記載されている。当該情報は監査業務に関する情報ではあるが、当該情報を開示したとしても監査業務に支障が生ずると判断することはできない。したがって、新条例第7条第9号には該当しない。

上記については、平成9年度から平成12年度の監査項目中、大項目である「施設運営管理」の上部に監査の時期等に関する情報が記載されている。当該情報は監査業務に関する情報ではあるが、当該情報を開示したとしても監査業務に支障が生ずると判断することはできない。したがって、旧条例第9条第8号及び新条例第7条第9号には該当しない。

上記については、平成9年度から平成13年度の調書中「監査結果」の下部に、監査結果及び指摘方法の種別が記載されている。当該情報は監査業務に関する情報ではあるが、当該情報を開示したとしても監査業務に支障が生ずると判断することはできない。したがって、当該情報は旧条例第9条第8号及び新条例第7条第9号には該当しない。

b 上記について

上記については、平成9年度から平成13年度の調書中監査項目欄「4 職員の配置 (1) 施設長」に係る監査内容中の下部に監査の手法に関する情報が記載されている。当該情報は監査

業務に関する情報ではあるが、当該情報を開示したとしても監査業務に支障が生ずると判断することはできない。したがって、当該情報は旧条例第9条第8号及び新条例第7条第9号には該当しない。

c 上記 について

上記 については、平成9年度から平成13年度の調書中監査項目欄「4 職員の配置 (1) 施設長」に係る監査結果、指摘区分等が記載されている。当該情報は監査業務に関する情報であり、実施機関は、当該情報が開示された場合、「検査機関(事務所)と保育所との信頼関係が損なわれ、円滑な検査の実施が著しく困難になることが予想され、今後の検査業務の公正、迅速かつ円滑な執行に支障が生ずる」と主張する。

ところで、当該情報は、社会福祉法及び児童福祉法等の関連法令等の要求する基準に照らして検査した、その時点における評価や指摘区分に関する情報であるため、監査業務に関する情報であることは明らかであるが、仮にこれを開示したとしても、そもそも児童福祉法等関係法令に検査指導権限が規定されており、検査等を施設が拒否することはできないことから、今後の当該施設に関する検査等に関する事務に関し、仮に当該施設が協力的でなくなり、指導監査の執行に影響を生じたとしても、当該法令等の根拠により強制力をもって指導監査を行うことが担保されているといえることができる。

また、当該情報は、保育所措置費国庫負担金の算定の基礎となる情報であり、かつ、当該法人の任意の協力がないと調査が難しい法人の内部管理情報の類の情報とは異なり、単に要件整備上の調査内容であることが認められる。

よって、当該情報を開示しても、それをもって監査業務に支障が生ずると判断することはできない。したがって、当該情報は旧条例第9条第8号及び新条例第7条第9号には該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。